

適正なビデオカメラの使用の徹底について

平成29年3月24日大通達甲（刑企）第1号
刑事部長から警務部広報課長、生活安全部
生活安全企画課長、生活安全部少年課長、
生活安全部生活環境課長、刑事部刑事企画
課長、刑事部捜査第一課長、刑事部捜査第
二課長、刑事部組織犯罪対策課長、交通部
交通指導課長、交通部交通機動隊長、交通
部高速道路交通警察隊長、警備部警備第一
課長、各警察署長宛て

（概要）

この通達は、捜査活動等のためビデオカメラを特定の場所に設置し、又は固定して使用する
場合における事前協議について、必要な事項を定めたものである。